

参考資料

地方自治法改正案（抄）

（普通地方公共団体の不作為に関する国の訴えの提起）

第二百五十一条の七 第二百四十五条の五第一項若しくは第四項の規定による是正の要求又は第二百四十五条の七第一項若しくは第四項の規定による指示を行つた各大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、高等裁判所に対し、当該是正の要求又は指示を受けた普通地方公共団体の不作為（是正の要求又は指示を受けた普通地方公共団体の行政庁が、相当の期間内に是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じなければならないにもかかわらず、これを講じないことをいう。以下この項、次条及び第二百五十二条の十七の四第三項において同じ。）に係る普通地方公共団体の行政庁（当該是正の要求又は指示があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁）を被告として、訴えをもつて当該普通地方公共団体の不作為の違法の確認を求めることができる。

一 普通地方公共団体の長その他の執行機関が当該是正の要求又は指示に関する第二百五十条の十三第一項の規定による審査の申出をせず（審査の申出後に第二百五十条の十七第一項の規定により当該審査の申出が取り下げられた場合を含む。）、かつ、当該是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じないとき。

二 普通地方公共団体の長その他の執行機関が当該是正の要求又は指示に関する第二百五十条の十三第一項の規定による審査の申出をした場合において、次に掲げるとき。

イ 委員会が第二百五十条の十四第一項又は第二項の規定による審査の結果又は勧告の内容の通知をした場合において、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関が第二百五十一条の五第一項の規定による当該是正の要求又は指示の取消しを求める訴えの提起をせず（訴えの提起後に当該訴えが取り下げられた場合を含む。ロにおいて同じ。）、かつ、当該是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じないとき。

ロ 委員会が当該審査の申出をした日から九十日を経過しても第二百五十条の十四第一項又は第二項の規定による審査又は勧告を行わない場合において、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関が第二百五十一条の五第一項の規定による当該是正の要求又は指示の取消しを求める訴えの提起をせず、かつ、当該是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じないとき。

2 前項の訴えは、次に掲げる期間が経過するまでは、提起することができない。

一 前項第一号の場合は、第二百五十条の十三第四項本文の期間

二 前項第二号イの場合は、第二百五十一条の五第二項第一号、第二号又は第四号に掲げる期間

三 前項第二号ロの場合は、第二百五十一条の五第二項第三号に掲げる期間

3 第二百五十一条の五第三項から第六項までの規定は、第一項の訴えについて準用する。

4 第一項の訴えについては、行政事件訴訟法第四十三条第三項の規定にかかわらず、同法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定は、準用しない。

5 前各項に定めるもののほか、第一項の訴えについては、主張及び証拠の申出の時期の制限その他審理の促進に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

同意に際しての総務大臣の意見等（その1）

課税団体	税の名称	総務大臣の意見、伝達事項
東京都	宿泊税 (平成13年度同意)	主として都外からの来訪者に新たな法定外税の負担を求める一方で、都内に存する土地に係る固定資産税について独自に減免する措置を講じることとしており、税に対する信頼を確保する意味からも、本税の実施にあたっては、 <u>関係者の十分な理解を得られるよう努められたい。</u>
多治見市 (岐阜県)	一般廃棄物埋立税 (平成13年度同意)	本税の納税義務者は実質的に名古屋市のみであり、 <u>あえて法定外税の形式をとらなくとも、両市の円満な話し合いにより分権時代にふさわしい自主的な解決策をとることも考えられるので、</u> 今後はそうしたことについて十分考慮されたい。
福島県	核燃料税 (平成14年度同意)	<p>地方公共団体が法定外税の制度により課税自主権を発揮することは、地方分権の観点から望ましいことであるが、本件のように<u>納税者が限定的である税の場合、地方公共団体において、当該納税者への十分な説明や、その意見の聴取等の適正な手続をふむことが特に重要である。</u></p> <p>本件に関しては、従来の核燃料税とは課税方法や税率を異にするものであることも考えると、納税者への説明や協議期間が十分でなかったと言わざるを得ない。</p> <p>このことは本件を不同意とする要件には該当しないが、福島県においては、今後、法定外税制度の健全な発展のためにも、本件課税について、納税者の理解を得るための努力を続けていくことが必要である。</p> <p>については、同意にあたり、福島県に対し、下記の点を強く要請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>納税者である東京電力に対し更に十分な説明を行うとともに、<u>税収使途の明確化を図るなど、本件課税に対する理解を得るための最大限の努力を行うこと</u></u> 2 今後、諸情勢の変化等も踏まえ、本件条例の内容の妥当性について更に検証を重ね、必要に応じその見直しを含め検討すること

※宿泊税、一般廃棄物埋立税については、月刊地方税（2002.7月号）より作成。

同意に際しての総務大臣の意見等（その2）

課税団体	税の名称	総務大臣の意見、伝達事項
豊島区	放置自転車等対策 推進税 (平成15年度同意)	<p>1 本件については、課税団体（豊島区）と納税者の見解がほぼ全面的に対立したままであり、納税者との協議や相互理解が十分に進んでいるとは言い難い。<u>特定少数の納税者に課税する法定外税の場合には、納税者の理解を得る努力を尽くすことが特に重要であることから、納税者から提起されている種々の指摘や批判を真摯に受け止め、協議・調整を十分に行って、その理解を得よう、更に格段の努力を行うこと。</u></p> <p>2 特に、本件課税が今後の対策費用に充てる目的税であり、また、鉄道事業者の協力不足を根拠として鉄道事業者のみに課税しようとする税であることを踏まえ、今後の放置自転車対策の全体像を明示しながら、鉄道事業者の今後の協力の見通し等について十分な協議・調整を行い、鉄道事業者だけが納税者となることについて理解を得よう努めること。</p> <p>3 去る5月26日の意見で指摘した点を踏まえ、自転車法に基づく自転車等駐車対策協議会等の場を活用しながら、放置自転車を解消するための具体的な対策について、総合的に協議・検討を尽くすとともに、その状況を踏まえて、本件課税のあり方について必要な見直しを行うこと。</p>
泉佐野市 (大阪府)	空港連絡橋利用税 (平成24年度同意)	<p>1 <u>泉佐野市外の住民も含め不特定多数の者が空港連絡橋を利用することに鑑み、空港連絡橋利用税の課税について、同税の納税者となる空港連絡橋の利用者及びその他の関係者に対し、十分に周知し、理解を得るよう努めること。</u></p> <p>2 今後、空港連絡橋利用税の特別徴収義務者となる者と同税の徴収方法等について十分に調整を進め、同税の円滑な運用に努めること。</p>

神奈川県臨時特例企業税条例に係る第1審判決（抄）

第7 当裁判所の判断

1 争点(1)(本件条例の適法性及び有効性)について

(9) 結論

以上のとおり、企業税の課税は、法人事業税の課税標準である所得の計算につき欠損金額の繰越控除を定めた規定(改正前地方税法72条の14第1項、改正後地方税法72条の23第1項)の趣旨に反し違法であるから、これを定める本件条例は違法である。

(中略)

そして、地方団体は、法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができ(地方自治法14条1項)、地方税法の定めるところによって地方税を賦課徴収することができることとされていること(同法2条)に照らせば、上記のような地方税法に違反する租税を創設する条例を制定することは、地方団体の有する条例制定権を超えるものであるから、本件条例は無効というべきである。

※参考

(8) 企業税が法人事業税に係る規定の趣旨に反するかどうか

エ 検討

改正前地方税法は、法人事業税の課税標準である所得の計算の方法を規定する一方(同法72条の12、72条の14第1項)、その課税標準の特例を設け、事業の状況に応じ、所得(及び清算所得)によらないで、資本金額、売上金額、家屋の床面積若しくは価格、土地の地積若しくは価格、従業員数等を課税標準とし、又は所得(及び清算所得)とこれらの課税標準をあわせ用いることができるものとし(同法72条の19)、その際の税率は、上記課税標準の特例を用いなかったときの税率による場合における負担と著しく均衡を失することのないようにしなければならぬものとしていた(同法72条の22第9項)。また、改正後地方税法においては、一定の範囲で法人事業税に外形標準課税が導入されたことに対応して、上記課税標準の特例は、資本の金額又は出資金額が1億円を超え当該外形標準課税の対象となった法人については、廃止された(同法72条の24の4)。

このように、改正前地方税法下では、限定された要件の下で初めて、欠損金額の繰越控除を含めた法人事業税の課税標準の特例が認められていたことからすれば、当該特例の要件を満たす場合以外は常に、改正後地方税法下では、当該特例の適用外とされた法人については常に、欠損金額の繰越控除を含めた地方税法所定の法人事業税の課税標準の規定を全国一律に適用すべきものとする趣旨であると解される。

そして、特定の租税の課税標準は、その租税としての趣旨・目的に基づき、これを税額に具体的に反映させるために特定の課税客体を数値化するものである。そうすると、法人事業税についても、当該趣旨・目的に基づく当該課税客体に対する租税については、地方税法が法人事業税について定めた課税標準の規定に従って当該課税客体を数値化し、これに課税すべきとする趣旨であると解される。すなわち、法人事業税が予定するところの租税としての趣旨・目的及び課税客体に係る租税については、地方税法が法人事業税について定めた課税標準の規定に従い、その規定の目的及び効果を実現したところによって課すべきものとする趣旨であると解される。

そうすると、少なくとも、法人事業税と租税としての趣旨・目的及び課税客体が共通する法定外税の創設によって、全国一律に適用すべき法人事業税の課税標準の規定の目的及び効果が阻害されることになることは、当該課税標準の規定を定めた地方税法の趣旨に反するものといわなければならない。

上記のことは、地方税法が法人事業税につき制限税率を設けていること(改正前地方税法72条の22第8項、改正後地方税法72条の24の7第8項)からも裏付けることができる。すなわち、租税の税額は基本的に課税標準と税率とによって決せられるところ、法が制限税率を設けているのは、単に税率の上限を設けるにとどまらず、一定の課税標準を前提に、これに税率を乗じて得られるところの当該租税の負担の程度に制限を設ける趣旨であると解される。そして、地方税法が法人事業税につき制限税率を設けているのは、上記の課税標準について述べたところと同様に、法人事業税が予定するところの租税としての趣旨・目的及び課税客体に係る租税につき、その租税の負担の程度に制限を設けるという趣旨であると解される。

そうすると、法人事業税と租税としての趣旨・目的及び課税客体が共通する法定外税の創設によって、法人事業税の課税標準の規定の目的及び効果が阻害されることになることは、地方税法が当該租税の負担の程度を制限するため当該課税標準を前提に制限税率を設けていることからしても、同法の趣旨に反するものというべきである。

神奈川県臨時特例企業税条例に係る第2審判決（抄）

第3 当裁判所の判断

2 当審における当事者の主張も踏まえながら、企業税を定める本県条例が法人事業税に係る地方税法の規定等に反する違法なものであるかどうかについて検討する。(略)

(7) 本件条例の規定、制定の趣旨等についての検討

イ 本件条例の制定の目的、趣旨等の検討

(イ) (前略) 企業税は、「県の行政サービスを享受し、かつ、当該事業年度において利益が発生していながら、欠損金の繰越控除により相応の税負担をしていない法人に対し、担税力に見合う税負担を求める」ことを趣旨、目的として「当該事業年度において生じている利益に対して課税する」ものとして創設されたことが認められる。そして、このような趣旨、目的の普通税は、理念としては応益性を考慮しながら課税標準の選択においては応益性をほとんど取り入れていない法人事業税とは別個の、より応益性を重視した性格を有する税目として成り立ち得るものと解される。

そうすると、企業税は、単に法人事業税と異なる外形を整えただけのもではなく、法人事業税を補完する「別の税目」として併存し得る実質を有するものというべきである。そして、前記のような地方税法の理解に立つ限り、法人事業税が捕捉していない客体に担税力を別途見いだして課税することが、非難されなければならない理由はない。②の最終報告書等にいう「繰越欠損金控除の遮断」は、最終的に整理された法定外普通税の創設の動機となったものであり、企業税の実際上の効果を分かりやすく端的に示した言葉にすぎず、これを根拠にして、企業税が法人事業税の課税標準等を変更しようとする実質のもの、あるいは法人税法の規定を潜脱するものとまでいわなければならないとは解し得ない。

被控訴人は、上記最終報告書等が「繰越欠損金控除の遮断」と記述していることなどから、本件条例の趣旨、目的は、法人事業税の課税標準において繰越欠損金の控除がされることを一部認めないようにすることにあるとして、それが企業税の本質であると主張し、被控訴人の提出した意見書等にも同様の意見が述べられている。確かに、本件条例の立案過程において、法人事業税において繰越欠損金の控除がされるために、行政サービスを受けながら税負担を免れる法人が多いことを改善すべきであるという考えに立って、そのためには法人事業税自体につき外形標準課税を導入することが望まれるが、それが実現できない場合には、法人の当期利益のうち繰越欠損金が控除されるために課税できない部分について控訴人の独自の税制を設けて課税することができるようにすることが検討されたものであり、それを「繰越欠損金控除の遮断」と表現しているものと認められる。そのような独自の税制を設けること自体が許されないのであれば、この試みはまさしく地方税法の潜脱というべきことになるが、それが同法の許容するものであるという解釈に立つ限り、法人事業税においては課税されない当期利益の部分に独自の課税を付加することをもって、同法の潜脱といわなければならないものではない。

(中略)

(エ) 以上によれば、本件条例は、地方税法の法人事業税に関する規定を実質的に変更するものであるということとはできないから、これと矛盾抵触するものとは解されず、これに違反するということができないものというべきである。したがって、本件条例が法人事業税の規定を変更するものであることを前提とする被控訴人の主張(法人事業税の課税標準を変更するものであり、制限税率を超えるものであり、同法の要件を満たさない不均一課税であり、同法の要件によらずに外形標準課税を導入するものである)は、いずれも失当である。

1号要件に関する過去の判断等（その1）

（※以下、金沢地裁判決、国地方係争処理委員会勧告を除き、自治大臣又は総務大臣の許可、同意又は不同意に際しての判断）

課税団体	税の名称	①国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
石川県	臨時道路補修特別税 （昭和27年度許可）	<p>【金沢地裁判決（昭和28年11月7日）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件税が他の地方税と課税標準を同じくするかどうかの点をしばらくおき、県民の負担を著しく過重にするかどうかの点であるが、住民一人当たりの課税、県税、市町村民税の負担額は合計金3,350円であるのに対し、本件税負担額はわずか金63円であり、一世帯当たりにして市町村民税の負担額約金6,300円に対し本件税の負担額が金304円であることが認められるからこの税の個人所得額に対する割合は1%をはるかに下廻るものであるといわなければならない。 ・そうするとこの程度の税負担ではいまだその負担が著しく過重なものとはいえないから本件税の課税標準が他の地方税と同一であると否とにかかわらず、該当しない。
横浜市	勝馬投票券発売税 （平成12年度不同意）	<ul style="list-style-type: none"> ・国税又は他の地方税で勝馬投票券発売税と同じ課税標準のものはない。
河口湖町、 勝山村、 足和田村 （山梨県）	遊漁税 （平成12年度同意）	<ul style="list-style-type: none"> ・国税又は他の地方税で遊漁税と同じ課税標準のものはない。 ・また、<u>税率も一人1日200円であり過重な負担とはいえない。</u>
神奈川県	臨時特例企業税 （平成13年度同意）	<ul style="list-style-type: none"> ・形式的には法人税及び法人事業税の課税標準である「所得」と概念上異なる。 ・しかし、実質的には繰越控除欠損金額と同額になるが、この金額は、所得の計算上の要素として <u>所得と一体不可分のものであることから、実質的に「所得」と同じであるとする考え方もないわけではなく、直ちに「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし」に該当しないとはいえない。</u> ・課税対象は、<u>資本金等5億円以上、かつ、当期利益が出ているという、相当程度担税力がある</u>とみなせる法人であり、しかも、<u>その税負担は、欠損法人でない法人に同額の当期利益(所得)がある場合の法人事業税の税負担の1/3以下であることから、「住民の負担が著しく過重となること」には該当しない。</u>

※臨時道路補修特別税は金沢地裁判決（昭和28年11月7日）、その他は月刊地方税（2001.4月号、2002.7月号）より作成。

1号要件に関する過去の判断等（その2）

課税団体	税の名称	①国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
三重県	産業廃棄物税 (平成13年度同意)	・形式的にも実質的にも国税又は他の地方税に課税標準を同じくするものがあるとは認められない。
多治見市 (岐阜県)	一般廃棄物埋立税 (平成13年度同意)	・国税又は他の地方税に一般廃棄物埋立税と課税標準を同じくするものは、形式的にも実質的にも認められない。
東京都	宿泊税 (平成13年度同意)	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊税と同様に宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)があるが、宿泊税と消費税等では課税標準が明らかに異なっている。 ・また、課税の趣旨、目的等に照らしても実質的に課税標準が同じであるとは考えられない。 ・<u>宿泊行為1回につき100円若しくは200円の税負担は宿泊料金の1%程度以下であり、負担が著しく過重とはいえない。</u>
泉佐野市 (大阪府)	空港連絡橋利用税 (平成24年度同意)	<ul style="list-style-type: none"> ・空港連絡橋利用税と課税標準を同じくする国税又は他の地方税はない。 ・また、<u>税額が100円と少額であり、住民の負担が著しく過重となる</u>ともいえない。

※空港連絡橋利用税は地方財政審議会議事要旨、その他は月刊地方税（2002.7月号）より作成。

2号要件に関する過去の判断等（その1）

課税団体	税の名称	②地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
横浜市	勝馬投票券発売税 (平成12年度不同意)	・地方団体間における物の流通に重大な障害を与えるものとは考えられない。
河口湖町、 勝山村、 足和田村 (山梨県)	遊漁税 (平成12年度同意)	・地方団体間における物の流通に重大な障害を与えるとは考えられない。
神奈川県	臨時特例企業税 (平成13年度同意)	・地方団体間における物の流通に重大な障害を与えるものとは考えられない。
三重県	産業廃棄物税 (平成13年度同意)	<ul style="list-style-type: none"> ・2号要件の趣旨は、法定外税の課税による物の流通の障害が地域の経済活動に支障を及ぼし、最終的には国民経済に対する不利益・非効率をもたらすことを回避しようとするものであることを前提に、経済活動において産業廃棄物の適正処理がそれぞれの経済主体にとって無視することができない負担の要素となっている現在の社会経済情勢も勘案すると、<u>産業廃棄物には、その移動を受け入れることによりその対価として収入が得られるという意味での経済的価値が内在し、そのことに着目した経済活動に伴い産業廃棄物が移動すると捉えることができることから、産業廃棄物の移動は「物の流通」に該当すると考えることが適当である。</u> ・しかし、この産業廃棄物税は、<u>県外からの産業廃棄物の搬入にのみ課税するものではなく、2号要件に該当する典型例とされる内国関税的な税ではない。</u>また、<u>税率の水準を勘案しても、さらに、税収の用途がむしろ中長期的には産業廃棄物の円滑な流通に資するものと考えられることからしても、県外の地域の産業廃棄物の処理に重大な支障をきたすほどの産業廃棄物の流通の障害を生じさせることになるとは認められないことから、産業廃棄物税は地方団体間における産業廃棄物の流通に重大な障害を与えるものとは認められず、2号要件には該当しない。</u>

※月刊地方税（2001.4月号、2002.7月号）より作成。

2号要件に関する過去の判断等（その2）

課税団体	税の名称	②地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
多治見市 (岐阜県)	一般廃棄物埋立税 (平成13年度同意)	・ 現下の法制度において <u>一般廃棄物の処理は、市町村の義務であり、また、現時点においては一般廃棄物を収集・処分する市町村を中心に行われていることから、一般廃棄物の収集から最終処分までのゴミの流れは、物の流通には該当しない。</u>
東京都	宿泊税 (平成13年度同意)	・ <u>宿泊客は、物の流通には当たらないことから、2号要件には該当しない。</u>
泉佐野市 (大阪府)	空港連絡橋利用税 (平成24年度同意)	・ <u>利用税の税額が100円と少額であり、平成16年度に実施された、空港連絡橋通行料金の引下げによる空港連絡橋の車両通行量等に係る社会実験の結果をみても、空港連絡橋の通行量に重大なマイナスの影響が生じるものではないと考えられる。したがって、利用税は物の流通に重大な障害を与えるものとはいえない。</u>

※空港連絡橋利用税は地方財政審議会議事要旨、その他は月刊地方税（2002.7月号）より作成。

3号要件に関する過去の判断等（その1）

課税団体	税の名称	③ ①、②を除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと
石川県	臨時道路補修特別税 (昭和27年度許可)	<p>【金沢地裁判決（昭和28年11月7日）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原告等の主張する勤労者階級の税負担の軽減、すなわち租税政策は国の経済政策の根幹をなし重要な国策の一つといえるが、<u>本件税の負担は前述のとおりわずか一人当たりの所得額の1%にも当たらないし、この税により県道が補修されそれによって享受する幾多の利益に鑑みると本件税がいまだもって国の経済施策上適当でないとはいえない。</u>
磯部町 (三重県)	真珠漁場税 (昭和32年度許可)	<ul style="list-style-type: none"> 政府の各省が行う経済施策は一応国の経済施策と考えられるものであるが、これらのすべてについて法定外普通税の対象となし得ないものとするれば、法定外普通税の制度そのものの意味がなくなる。したがって、この規定は、<u>国の経済施策のうちで特に重要なもの、あるいは強力な推進を必要とするもの等について許可庁においてその適否を判断すべきものであって、真珠区画漁業振興のための検査手数料を引き下げその助成を図ったとしても国税、地方税法上の軽減措置、または補助金の交付等積極的な助成策はとられておらず、また現に多大の収益を上げていること等から新税によってその振興を阻害するとは認められないので国の経済施策に照らして直ちに不適當であるとはいえない。</u>

※臨時道路補修特別税は金沢地裁判決（昭和28年11月7日）、真珠漁場税は（月刊地方税1972.9月号）より作成。

3号要件に関する過去の判断等（その2）

課税団体	税の名称	③ ①、②を除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと
横浜市	勝馬投票券発売税 (平成12年度 不同意)	<p>【総務大臣の不同意理由】</p> <p>1. 中央競馬により公益目的のために財政資金を確保する仕組は「国の経済施策」に該当すること 国の経済施策とは、経済活動に関して国の各省庁が行うべき特に重要な施策をいうと考えられる。 地方税法第671条第3号の「国の経済施策」には、第1号の重要な租税施策が文理上含まれるため、特定の仕組で財政資金を確保し、これを一定の公益目的のために使用することも「国の経済施策」に含まれる。</p> <p>中央競馬は、競馬法及び日本中央競馬会法に基づき、日本中央競馬会（以下「競馬会」という。）が、<u>畜産振興及び民間社会福祉事業の振興のために財政資金を確保することを目的として、刑法の特例として独占的に行う特別な制度であることから、特に重要な施策として「国の経済施策」に当たると考えられる。</u></p> <p>2. 勝馬投票券発売税は「国の経済施策に照らして適当でない」場合に該当すること 競馬会の勝馬投票券の発売金額から払戻金及び経費を差し引いた金額は、国庫納付金に充てることが基本とされている。すなわち、発売金額の10%が国庫納付金とされるとともに、剰余が発生した場合、剰余金の2分の1を国庫納付金として納付し、残りの2分の1を特別積立金として積み立てるべきことが法定されている。</p> <p>このため、勝馬投票券発売税の課税により、畜産振興及び民間社会福祉事業の振興のために必要な経費に充てることとされている国庫納付金への配分等に影響が生じることとなる。なお、仮に<u>競馬会の施設が所在する地方団体全てが勝馬投票券発売税と同様の課税を行った場合、中央競馬により公益目的のために財政資金を確保する基本的な仕組を損なうことになる</u>と考えられる。</p> <p>したがって、勝馬投票券発売税は、<u>特別の負担を求めるべき合理的な課税の理由がない限り、「国の経済施策に照らして適当でない」と考える。</u></p> <p>横浜市の説明で勝馬投票券発売税の課税の理由として挙げられている、「公共法人のうち、収益をあげて活動を行っており、かつ、市域内で行っている活動が、直接、地域住民の生活等の向上を図るものではない法人に対して、相応の負担を求めることとし、広く検討した結果、唯一、日本中央競馬会が該当する」ということは、<u>競馬会に対して特別の負担を求めるべき合理的な課税の理由とは認められない。</u></p> <p>以上から、勝馬投票券発売税は「国の経済施策に照らして適当でない」場合に該当するものとする。</p>

3号要件に関する過去の判断等（その3）

課税団体	税の名称	③ ①、②を除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと
横浜市	勝馬投票券 発売税 (平成12年度 不同意)	<p>【国地方係争処理委員会勧告 第4 当委員会の判断（抄）】</p> <p>3（2） 一般に、「<u>経済施策</u>」とは経済政策の下位概念と理解されており、また、「<u>経済施策</u>」という中には財政施策及び租税施策が含まれるものと理解されていることが認められる。これは、日本語としての用語の常識的な理解にも適合するものと当委員会は考える。</p> <p>3（3） 「国の経済施策」の中に、事の軽重を問わず、経済施策に当たると考えられるものがすべて含まれると解すると、法定外普通税の新設に係る協議の申出に対して同意する余地がほとんどなくなってしまふ。このような結果は、本件同意制度の趣旨に反することとなる。総務大臣も、地方税法第671条第3号で定める「国の経済施策」とは、「<u>経済活動に関して各省庁が行う施策の全てを含むもの</u>と考えるのは適当ではなく、『<u>特に重要な、又は強力に推進を必要とするもの</u>』に限られる」と主張している。別の観点からの判断についてはあるが、同条第1号及び第2号において「著しく過重」、「<u>重大な障害</u>」と規定していることによって、総務大臣の考慮事項に限定を付していることも、上述した限定的な解釈を支える考え方の一つの発現と解することも可能であろう。当委員会としても、同条第3号に関する<u>このような限定的解釈は適切である</u>と考える。</p> <p>4（1） 「<u>経済施策</u>」の解釈に当たって「<u>重要な</u>」経済施策に限定して解すべきものとした趣旨に沿って、同号で定める「<u>適当でない</u>」の解釈についても「<u>重要な</u>」影響を及ぼす場合との限定を付するのが相当と考える。</p> <p>4（7） 地方税法第671条第3号の規定の文理解釈として、「<u>適当でない</u>」かどうか判断するに当たって照らすのは、既に存在する「<u>国の経済施策</u>」であり、これとは別に、市町村側の事由である<u>特別の負担を求めべき合理的理由を同号で定める消極事由に読み込むことは適切でない</u>。</p> <p><u>（中略）課税の目的、内容以外に考慮の対象とされているのは、方法、住民（納税者）の担税力、住民（納税者）の受益の程度、課税を行う期間、税収入見込額、特定の者によって惹起される特別な財政需要に要する費用のために負担を求め税については当該税収を必要とする特別な財政需要の有無等の諸般の事情であり、これは制限列举ではなく、また、それぞれの考慮事項の軽重の度合いも明らかにされていない。このような総合的判断は、地方税法第671条第3号で定める消極事由の認定に際して、総務大臣の裁量の幅が極めて広いことを前提としている。</u></p> <p>しかし、<u>市町村の法定外普通税に関する課税権の行使が結果的に総務大臣の広い裁量的判断に委ねられる</u>ということでは、（中略）<u>現行地方税法第671条の趣旨に適合するとは言えないものと解される</u>。なお、<u>関与の法定主義について定めている自治法第245条の2の法意に照らしても、同様に解される</u>。</p> <p>以上の見地から、<u>再び行われるべき協議においては、不同意とするか否かの判断に当たって、特別の負担を求めべき合理的理由があるか否かを基準として用いるべきではないと考える</u>。</p>

3号要件に関する過去の判断等（その4）

課税団体	税の名称	③ ①、②を除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと
河口湖町、 勝山村、 足和田村 (山梨県)	遊漁税 (平成12年度同意)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不適当とする特段の「国の経済施策」は認められない。
神奈川県	臨時特例企業税 (平成13年度同意)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>法人税法の規定に基づく欠損金の繰越控除制度は、国の租税施策である法人税の制度の重要な構成要素であり、「国の経済施策」に含まれるものと考えられる。</u> 臨時特例企業税は、この繰越控除制度の適用を多かれ少なかれ遮断するものであり、繰越控除制度の効果を実質的に減殺するものであるとも考えられる。しかし現行の繰越控除制度が5年で適用を遮断していること等、また、<u>過去や諸外国においても様々な適用限定の例があること等から、税制として様々な選択を可能とする性格を有するものであると認められ、その効果を実質的に減殺することとなったとしても、そのことのみをもって直ちに3号要件に該当するとはいえない。</u>あわせて、臨時特例企業税は、<u>課税対象が資本金等5億円以上、かつ当期利益が出ているという、相当程度担税力があるとみなせる法人であり、かつ、その税負担は、欠損法人でない法人に同額の当期利益(所得)がある場合の法人事業税の税負担の1/3以下であること等も勘案すると「国の経済施策に照らして適当でない」とは認められず、3号要件には該当しない。</u>
三重県	産業廃棄物税 (平成13年度同意)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地域間の産業廃棄物の移動について具体的な国の施策は明確に定まっていないものと考えられるが、国内の廃棄物の適正処理ということは、廃棄物に関する国の施策の基本であり、国や都道府県の責務である。ただし、国内の廃棄物の適正処理が3号要件の「国の経済施策」に該当するかどうかについては、さらに検討を要するところである。</u>しかし、仮に該当するとしても、2号要件に関してふれたとおり産業廃棄物税が<u>三重県以外の地域の産業廃棄物の処理に重大な支障をきたすものとは考えられないこと、</u>税収は産業廃棄物の処理適正化、発生抑制等に使われることとされ、むしろ産業廃棄物の適正処理に資するものであることなどから、<u>県内外含めた圏内の廃棄物の適正処理に照らして適当でないというほどの影響を与えるものとは認められないことから、3号要件には該当しない。</u>

※月刊地方税（2001.4月号、2002.7月号）より作成。

3号要件に関する過去の判断等（その5）

課税団体	税の名称	③ ①、②を除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと
多治見市 (岐阜県)	一般廃棄物埋立税 (平成13年度同意)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2号要件と同様の考え方も踏まえ、それに照らして一般廃棄物埋立税が適当かどうかを検討すべき国の経済施策は存在しないことから、3号要件には該当しない。
東京都	宿泊税 (平成13年度同意)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊税が影響を与えるような「国の経済施策」は存在しないことから、3号要件には該当しない。
泉佐野市 (大阪府)	空港連絡橋利用税 (平成24年度同意)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「国の経済施策に照らして適当でない」とする場合とは、施策に重要な影響を及ぼす場合に限定すべきであると考えられる。関西国際空港へのアクセス機能の改善・強化という施策が国の経済施策に該当し、これに照らして適当でないとの意見があるが、これが国の経済施策に該当するとしても、平成16年度に実施された上記社会実験の結果をみても、<u>利用税による100円の追加負担が関西国際空港へのアクセスに重要な影響を与えるとは認められない</u>。したがって、利用税は国の経済施策に照らして適当でないと言えないと考える。 ・ 道路無料公開の原則の下で有料道路制度等においてのみ課金を認めているという施策が国の経済施策に該当し、これに照らして適当でないとの意見があるが、これが国の経済施策に該当するとしても、利用税は、道路無料公開原則の例外としてすでに料金が課されている空港連絡橋の利用について、<u>100円という少額の税を課するものであることから、利用税が施策に重要な影響を与えるとは認められない</u>。したがって、利用税は国の経済施策に照らして適当でないと言えないと考える。 ・ 利用税が他の地方団体へ波及することにより与える施策への影響については、<u>波及の程度についての合理的な見込みに基づき判断する必要があると考えられるが、これを合理的に見込むことは困難であり、その影響は必ずしも明らかではない</u>。したがって、旧道路関係4公団から承継した債務等の法定期間内の償還という施策が、国の経済施策に該当し、これに照らして適当でないとの意見があるが、これが国の経済施策に該当するとしても、<u>利用税が施策に重要な影響を与えることが明らかとは認められない以上、利用税は国の経済施策に照らして適当でないと言えない</u>と考える。

※空港連絡橋利用税は地方財政審議会議事要旨、その他は月刊地方税（2002.7月号）より作成。